

別表 2（第 4 条第 3 項関係）

PPA 又はリース契約における事業者の資格要件

①	PPA 又はリース契約による太陽光発電設備の設置及び運用に係る複数の実績を有すること。又は、それと同等の実績を有すると市長が認めた事業者。
②	次の要件の全てに該当すること。 ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しない者であること。 イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第41条第 1 項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全と認められる者でないこと。 ウ 以下に該当する者が役員でないこと。 - a 法律行為を行う能力を有しない者 - b 破産者で復権を得ない者 - c 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者 エ 法人等又はその役員（その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を含む。以下「役員等」という。）が次に掲げる事項に該当しないこと。 - a 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団体をいう。） - b 役員等に暴力団員等（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）が就任していること。 - c 暴力団員等が法人等の事業活動を支配していること。 - d 暴力団の威力を法人等の活動に利用していること。 - e 暴力団又は暴力団員等が法人等の経営又は運営に実質的に関与していること。 - f 役員等が、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している団体等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持管理に協力し、又は関与していること。 - g 法人等が暴力団員等を雇用していること。 - h 役員等が暴力団員等と密接な交際をするなど、社会的に非難されるべき関係を有していること。 オ 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 3 条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第 2 条の規定によるもの）でない者。 カ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、喜多方市建設工事等入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。 キ 補助金申請日前 3 年間、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。 ク 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。